3　「ひかりの輪」
(一)　主たる事務所の所在地
東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号
「ＧＳハイム烏山」二〇一号室
(二)　代表者（本団体の主幹者）
氏名　上祐史浩
昭和三十七年十二月十七日生（当六十三年）
職業　団体役員
住所　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号
「ＧＳハイム烏山」二〇一号室

第二　通知事項
一　更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
公安調査庁長官の観察に付する処分
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項
二　更新の理由となる事実
1　本団体の現況
(一)　組織概況
本団体は、現在、日本国内に約千六百名（出家した構成員約二百五十名、在家の構成員約千三百五十名）の構成員を擁し、ロシア連邦内にも構成員を擁していると認められ、また、現在、拠点施設として、十四都道府県下に二十九施設を確保している。
(二)　活動概況
(1)　前記第一・二で述べたとおり、本団体においては、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」（以下、これらの団体をまとめて「主要三団体」という。）が、主要な団体として活動しているほか、その周辺にも麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）に帰依しながら活動を続けている者が存在する。
(2)　「Aleph」及び「山田らの集団」は、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、真実は、麻原に絶対的に帰依しながら、観察処分を免れて本団体を存続させるために、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように振る舞う仮装工作である、いわゆる「麻原隠し」を、それぞれ行っているが、いずれにしても、主要三団体を中心とする本団体は、公安審による令和六年一月十二日付け観察処分の期間更新決定（以下「第八回期間更新決定」という。）の後も、麻原に対する絶対的帰依を堅持し、麻原を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的として活動しているものと認められる。
(3)　法務大臣は、平成三十年七月、いわゆる松本サリン事件及び地下鉄サリン事件（以下「両サリン事件」という。）を始めとするオウム真理教関連事件に関与した麻原（殺人、殺人未遂等の罪で平成十八年九月十五日に死刑判決が確定）ら死刑確定者十三名の刑を執行したが、その後も、本団体において、麻原に対する絶対的帰依やそれに基づく活動の状況等に特段の変化は認められない。
2　観察処分の対象とされた団体が複数の団体に分派又は分裂しても、分派・分裂後の新団体において、当初の団体との同一性を有し、かつ、期間更新の要件を満たす限り、観察処分の効力が及ぶこと
法は、観察処分の期間更新決定が、当初の観察処分から相当期間が経過した後に行われることも当然に予定しており、その間、観察処分の対象とされた団体の構成員の入れ替わりや内部の意見対立等によって団体の名称の変更、離合集散等が生じたり、規制を潜脱する目的で、頻繁に分派又は分裂し、新団体の設立等を行うことも容易に想定されるのであるから、このような場合においても、それら分派・分裂後の新団体が、人的属性や活動実態等に照らし、当初の観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情がない限り、分派・分裂後の新団体を引き続き観察処分下に置かなければ、「無差別大量殺人行為を行った団体につき、その活動状況を明らかにし又は当該行為の再発を防止する」（法第一条）との法の目的を達成することができないことは明らかである。
したがって、分派・分裂後の新団体については、当初の観察処分の対象とされた団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情がなければ、当初の団体と「同一性を有する団体」と認められるのであって、かつ、法所定の期間更新の要件を満たす限り、当初の団体に対する観察処分の効力が及ぶと解するのが相当である。
以下、各団体について詳述する。
3　「Aleph」について
(一)　本団体と「同一性を有する団体」であると認められること
「Aleph」は、「オウム真理教」の名称を用いて活動していた本団体が、四度の名称変更を経るなどして現在に至った団体で、本団体の組織形態・運営・構成員等を維持したまま活動している、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体である。「Aleph」は、現在も、麻原を組織の頂点に位置付けて絶対的に帰依し、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を継承して、麻原の意思を推し量りながら活動しており、麻原が推奨した修行等を実践している上、後述するとおり、本団体の教義において最重視され、両サリン事件をじゃっ起した根源というべき「タントラ・ヴァジラヤーナ」を含む麻原が説いた教義を保持し続けていることは明らかであるから、「Aleph」が本団体と基本的性質を異にするに至ったと認められる特段の事情はない。
そして、これらを踏まえると、「Aleph」は、多数人の構成員により組織され、個人を離れて、麻原の説いた教義を広めるなど、麻原の意思を実現することを目的として継続的に活動していることは明らかであるから、特定の共同目的を有する継続的結合体である「団体」（法第四条第二項）に該当する。
以上によれば、「Aleph」は、本団体と「同一性を有する団体」であると認められる。
(二)　法第五条第一項第一号、第四号及び第五号の要件該当性
(1)　法第五条第一項第一号の要件（無差別大量殺人行為の首謀者が団体の活動に影響力を有していること）該当性
麻原は、無差別大量殺人行為である両サリン事件の首謀者であるところ、「Aleph」については、主要三団体のうちで最大の規模を有する団体であり、これに加えて、
ア　麻原を、同人が創設した位階制度において最高位に位置付けられた「尊師」又は「グル」と尊称し、麻原を組織の頂点に位置付けている上、幹部である出家した構成員から末端の在家の構成員に至るまで、麻原への絶対的帰依を示していること
イ　「師」以上の位階にある出家した構成員が組織運営に係る事項等を決定し、出家した構成員を管理下の施設に集団居住させて団体の活動に従事させるなど、麻原が創設した位階制度や出家制度に基づく組織構造を継承していること
ウ　幹部構成員の説法等により、構成員に対し、麻原の意思を推し量りながら活動し、それを実現することの重要性を強調する指導を行っていること
エ　管理下の施設において、麻原の著書や麻原の説法映像等を収録したＤＶＤ等を多数保管し、麻原の肖像写真等を掲示した上で、麻原が推奨していた修行等を実践したり、麻原が「神秘的な効果をもたらす」ものとして摂取を推奨していた「修法物」（麻原の唱えるマントラを電気信号化したデータを用いた独自の儀式により「修法」したとする飲食物）を構成員に摂取させたりしていること
などの各事実が認められる。
以上によれば、「Aleph」においては、無差別大量殺人行為の首謀者たる麻原の過去の言動が、現在も団体の方向性を左右する力、あるいはその内容に変化を生じさせる力を有していると容易に認められるから、麻原が現在も「Aleph」の活動に絶対的な影響力を有していることは明らかであり、「Aleph」は、法第五条第一項第一号の要件に該当する。